

者及び平成23年3月11日から同月25日に福島県内に一時滞在していた者)に関しては、本人の申出により問診票を送付している。

(イ) 上記問診票は、平成23年3月11日から同月25日までの行動について、1時間単位で滞在(場所、時間及び建物の造り)、あるいは移動(場所及び時間)を記入するものであったが、平成25年11月以降は、平成23年3月11日から4か月の間の避難や引っ越しが1回以下の者に限り利用することのできる簡易版が導入された。放射線量は、本件事故による上昇分を把握するものであるから、平常時の値を差し引くことが前提である。

(ウ) 基本調査の解析方法は、上記問診票により行動パターンを調査した結果と、放射線の線量率マップ(2km×2kmごとに区分けした1日平均のマップ)を組み合わせて、放射線量を推計評価するというものである。

(エ) 線量の測り方について

空間線量の測定器は、地上1m程度の高さに置かれることが多く、それは大人の場合この高さに重要な臓器があるからである(前記第6節認定事実)。

(オ) 上記問診票の回答状況は、平成27年12月31日現在で、27.4%であり、その推計結果の評価は、すべての回答者に関し、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」というものであった。

イ 詳細調査

(ア) 甲状腺の超音波検査

a 甲状腺の超音波検査は、チェルノブイリ原発事故においてヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されたことを踏まえて実施されたものであり、平成23年3月11日時点で概ね18歳以下の者(平成4年4月2日から平成23年4月1日生まれの者)を対象として、

繰り返し行うことが予定されている調査である。

b 1 回目の甲状腺の超音波検査は、放射線の影響があるとは考えにくい時期に対象者の甲状腺の現状（のう胞及び結節の有無とその大きさ）を把握する目的で行われる先行検査であり、平成23年10月から平成26年3月までの間に実施された。超音波検査のうち、一次検査の結果に対しては、より詳細な二次検査の必要のないA判定、のう胞や結節の大きさにより二次検査を勧めるB判定、ただちに二次検査を受診することが必要なC判定がある。のう胞は、中に液体がたまった袋状のもので、乳幼児期に少なく、学童期から中高生の時期に多く見られ、数や大きさが頻繁に変わるものであり、良性のものである。結節は、細胞が変化した塊で、良性のものと悪性のものがある。のう胞には、結節を伴うものがあるが、県民健康調査における甲状腺検査では、結節を伴うのう胞を結節として扱っており、結節を伴わないのう胞を、単にのう胞として扱っている。

上記1回目の検査の対象者数は、36万7685人、受診者数30万0476人であり、二次検査の結果、113人が悪性あるいは、悪性の疑いの判定となった。

c 2回目の甲状腺の超音波検査は、1回目の対象者に、平成23年4月2日から平成24年4月1日生まれの者を対象者に加え、先行検査と比較するために平成26年4月から平成28年3月までの間に実施された。その対象者数は、38万1261人、受診者数23万6595人であり、二次検査の結果、51人が悪性あるいは、悪性の疑いの判定となった。

#### (イ) 健康診査

県民健康調査の一つとして行われている健康診査は、警戒区域、計画的避難区域等（丙B3・179頁）の住民に対して、生活環境等が変わったこと等によって生じる生活習慣病等の予防あるいは早期発見、

早期治療につなげるための検診を指す。

(ウ) こころの健康度・生活習慣に関する調査

県民健康調査の一つとして行われているこころの健康度・生活習慣に関する調査とは、警戒区域、計画的避難区域等の住民に対して、本件地震及び本件地震に伴う津波並びに本件事故により生じた不安や心の傷に対して、支援を行うことなどに役立てる目的の調査を指す。

(エ) 妊産婦に関する調査

妊産婦に関する調査とは、母子健康手帳交付者のうち、本件地震及び本件地震に伴う津波並びに本件事故によって、定期検診を受けられなかったり、出産や産後の育児に関して放射線被ばくを含めた様々な心配を抱えたりしている者を対象とした調査を指す。

(3) 内部被ばく線量の検査について

平成23年6月27日から福島県内の全市町村を対象に、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査が行われ、平成27年12月31日までに約28万人がこの検査を受けた。この検査の結果、年間1mSv以上の内部被ばく線量が測定されたケースは、野生のキノコが要因と考えられるとの報告があることから、環境省は、一般的な放射性セシウムに対する防護として、含有量の大きい食品を知ること、同一食品ばかりを継続して食べないこと、多産地及び多品目摂取が有効であることを発表している。

平成24年4月以降、上記検査において、内部被ばく線量が年間1mSv以上となった事例はない。

2 上記認定事実からすると、以下の2点を指摘することができる。

(1) 外部被ばく線量の検査は、前記問診票に記録した行動を基に、線量計マップを組み合わせて個々人の外部被ばく線量を推計評価するものであるところ、上記線量計マップの基礎となる線量を計測する位置が、成人

の主要臓器の高さを踏まえた地上1 mであることからすると、幼児に当てはめることが適当か、線量計マップ及びモニタリングデータが実態を正確に反映しているか、記憶に基づく問診票を正確に記載することができたのかなどの点において不安の残るものであり、基本調査の回答状況が平成27年12月31日現在で、27.4%と低い数値にとどまっていること。

(2) 内部被ばく線量の検査（ここでは、ホールボディ・カウンタによる検査）は、日常的な経口摂取の影響を調べるものであるから、本件事故直後の被ばく線量を知ることができないものであるとともに、原告らの中には、経口摂取を避けるために群馬県内に避難してきた者がいることからすると、群馬県内に避難してきた者が群馬県内において健康に影響のある量の放射性物質を経口摂取することは想定しがたく、したがって、時間と費用をかけて内部被ばく線量の検査を受ける意味を見出しがたいこと。

3 以上検討したところによると、仮に原告らが被ばく線量の検査を受けていなかったとしても、受けていないとの一事をもって、あるいは、被ばく線量の検査を受けた原告の一部につき、検査結果が健康に影響のある数値とは認められなかったことをもって、当該原告が本件事故により放出された放射性物質による被ばくについて、不安感を抱いていることを否定することにはならない。よって、被告らの上記主張は採用できない。

そこで、後記第10節（個別損害論（争点⑪ないし⑭）の各論）において、被告らの上記主張を逐一掲記及び判断することはしない。

## 第2 健康被害が慰謝料算定の考慮要素にならないことについて

原告らの中には、本件事故が原因で特定の疾病を発症した旨主張する者がいるが、既に説示したとおり、原告らは、本件訴訟において、被侵害利益を生命ないし身体の利益とする請求をしていないから、本件事故が原因で特定の疾病を発症したこと自体に関する精神的苦痛は、本件訴訟において慰謝料額を判断する際の考慮要素とはならない。

したがって、後記第10節（個別損害論（争点⑪ないし⑭）の各論）における事実認定部分において、個々の原告が特定の疾病を発症したという事実を証拠により認定している場合であっても、それは、事実の経緯として必要な場合や特定の疾病のある中での生活等であることを示すことが主であり、あるいは特定の疾病が本件事故を原因とすると当該原告が思っているという限りにおいて認定しているのであって、当該特定の疾病を発症した原因が本件事故にあるという趣旨ではない。

被告らは、当該原告の上記主張に対し、本件事故と個々の原告が特定の疾病を発症した事実との間の相当因果関係を否認しているが、上記相当因果関係の存否は審理の対象外であるから、後記第10節（個別損害論（争点⑪ないし⑭）の各論）において、当該原告の上記主張に対する被告らの主張を逐一掲記することはしない。

### 第3 慰謝料額（争点⑫）

1 個々の原告が被った損害については、平穩生活権（i）放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益、ii）人格発達権、iii）居住移転の自由及び職業選択の自由並びにiv）内心の静穏な感情を害されない利益）の侵害により精神的苦痛を受けたかについて検討し、これにより精神的苦痛を受けた場合の慰謝料について、侵害された権利利益の具体的内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様、家族等の状況その他年齢、性別等本件に現れた一切の事情を斟酌するのが相当と考えられる。

2 被告国は、中間指針等において示された内容は、交通事故における損害賠償実務や類似事案の裁判例と比較すると本件事故により各原告が被った精神的損害を慰謝するのに十分な内容となっているとし、交通事故の場合の入通院慰謝料や後遺障害慰謝料額等（約1000万円の後遺障害慰謝料が認められるのは、片目の失明等である。）を指摘する。

しかしながら、本件における被侵害利益としての平穩生活権は、既

に説示したとおり、自己実現に向けた自己決定権を中核としたものであり、いったん侵害されると、元通りに復元することのできない性質のものであるから、これを、時間又は行動の制約として捉え、入通院慰謝料と比較して慰謝料額を検討することはできないし、また、後遺障害慰謝料についての指摘は、本来比較することのできない身体又は精神の障害による苦痛と自己決定権の侵害による苦痛とを比較するものであって相当ではなく、不当に自己決定権を軽んじるものである。したがって、被告国の上記主張は採用することができない。

#### 第4 弁済の抗弁（争点⑬）

##### 1 自主的避難等対象者に対する支払について

(1) 被告東電は、原告らのうち自主的避難等をした者（自主的避難等対象者）に対して、合計12万円の支払をした場合には、そのうち8万円を精神的損害についての支払であると主張するところ、原告らは、そのうち4万円が精神的損害についての支払であると主張しているので、以下検討する。

(2) まず、被告東電の上記主張は、中間指針等を策定した原賠審の下に設置された機関である原紛センターが整理した金額とは異なるものである（弁論の全趣旨）。

また、被告東電の上記主張は、本件事故による損害に対してこれを賠償するに際し、精神的損害に対する支払とその他費用に対する支払を区別して支払うことが可能であったにもかかわらず、かつ、損害賠償を請求する民事訴訟が提起されることは本件事故直後から容易に予想可能な事態であり、我が国の民事訴訟手続においては財産的損害と精神的損害を区別する実務が定着しているにもかかわらず、両者を区別せずに支払ったというものである（弁論の全趣旨）。

しかも、被告東電は、自らのウェブサイトにおいて、平成24年

2月28日付けプレスリリースで、対象者を「18歳以下であったか妊娠していた方」以外の者とし、対象期間を平成23年3月11日から同年4月22日までとして、1人あたり8万円を「自主的避難によって生じた生活費の増加費用」、「自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」、「避難および帰宅に要した移動費用」のうち、一定の範囲を賠償対象とする旨説明し（乙C57）、平成24年12月5日付けプレスリリースで、上記対象者に対して、1人あたり4万円を「自主的避難等対象区域での生活において負担された追加的費用（清掃業者への委託費用など）」、「前回（平成24年2月28日付けプレスリリースにおいて提示された賠償内容を指す。）の賠償金額を超過して負担された生活費の増加費用、ならびに避難および帰宅に要した移動費用等」のうち一定の範囲を賠償対象とする旨説明している（乙C60）ことが認められる。これらの説明は、2回に分けて支払うとされた合計12万円のうち、前者の8万円は財産的損害と精神的損害に対して支払うものであり、後者の4万円は財産的損害に対して支払うものと解され、その内容は、被告東電の上記主張と異なり、原告らの主張に整合するものである。

(3) 被告東電の主張する金額が自主的避難等対象者に該当する原告らの精神的損害に対し支払われたと認めるに足りる証拠はない。

(4) 以上の考え方によれば、被告東電が自主的避難等対象者に該当する原告らに支払った金員は、原紛センターの整理に従い、原則として4万円、18歳以下及び妊婦については20万円を加算した額を本件訴訟において請求されている精神的苦痛に対する慰謝料についての弁済と認めることができる。

## 2 健康被害について

上記第2記載のとおり、健康被害は本件訴訟の被侵害利益とされておらず、特定の疾病を発症したこと自体に関する精神的苦痛は、本件訴訟

における慰謝料を判断する際の考慮要素とはならないから、被告東電が主張する別冊2各表の「合計のうち精神的損害に対する賠償額」欄記載の金額のうち、「生命・身体的損害」欄の「精神的損害該当性」欄に「○」を付した部分についての支払は、本件訴訟における請求についての弁済とはならない。

### 3 個別の原告への弁済の抗弁について

(1) 別紙弁済の抗弁関係一覧表の「既払額総額に対する原告らの認否」欄に、「認める。」との記載があり、「うち慰謝料としての支払総額に対する原告らの認否」欄に、「否認する。」あるいは「不知。」との記載がある原告は、支払を受けた金額について争いはないが、その充実に争いがあるという場合に当たる。そして、その充実関係についての上記説示及び弁論の全趣旨により、同一覧表「当裁判所が弁済として認定した額」欄記載の額を、当該原告の本件訴訟における請求についての弁済と認めた。

(2) 別紙弁済の抗弁関係一覧表の「うち慰謝料としての支払総額に対する原告らの認否」欄に、「否認する。」あるいは「不知。」との記載があり、「証拠」欄に書証番号の記載のある原告については、当該原告の「証拠」欄記載の書証及び弁論の全趣旨により、同一覧表「当裁判所が弁済として認定した額」欄記載の金額を、当該原告の本件訴訟における請求についての弁済と認めた。

(3) 別紙弁済の抗弁関係一覧表の「既払額総額に対する原告らの認否」欄に、「否認する。」あるいは「不知。」との記載があるが、「うち慰謝料としての支払総額に対する原告らの認否」欄に「認める。」との記載がある原告については、弁論の全趣旨により同一覧表「当裁判所が弁済として認定した額」欄記載の金額を、当該原告の本件訴訟における請求についての弁済と認めた。

(4) 以下の原告らの本件訴訟における各請求についての各弁済につ



いては、被告らの主張（別冊 2）の限度でこれを認めた。

ア 原告番号 1 0 6

イ 原告番号 1 0 9 ないし 1 1 2

ウ 原告番号 1 1 5

(5) 被告東電の本件事故に関する原告番号 2 に対する支払は、証拠（乙 E 1 の 1, 1 の 2）によれば、対象期間を平成 2 3 年 3 月 1 1 日から同年 4 月 2 2 日までとして 8 万円を支払った後、平成 2 4 年 1 月 1 日から同年 8 月 3 1 日までの間に妊娠していた期間のある者に対する精神的損害等の賠償として 8 万円を支払ったと認めることができる。そして、最初の 8 万円のうちの 4 万円は上記説示のとおり、2 度目の 8 万円は、生活費の増加費用を含むことからその 2 分の 1 が精神的損害に対するものであると認め、1 回目の 4 万円と 2 回目の 4 万円を合算した 8 万円を本件訴訟における請求についての弁済と認めた。

(6) 原告番号 7 1 は、弁論の全趣旨により生命・身体的損害に対する慰謝料を 1 5 万円と認め、当事者間に争いのない「うち慰謝料としての支払総額」欄記載の金額から、上記 1 5 万円を控除した 1 0 2 1 万円を本件訴訟における請求についての弁済と認めた。なお、別紙弁済の抗弁関係一覧表の「避難等対象者に対する慰謝料のうち基本部分」欄及び「避難指示の長期化等に係る損害」欄は、いずれも別冊 2 において確認することができないため、いずれも「不明」とした。

(7) 被告らの原告番号 7 2 に対する弁済の抗弁の主張につき、別冊 2 の 2 7 頁「合計」欄の記載は誤記と認めた。

(8) 原告番号 1 1 3 の本件訴訟における請求についての弁済については、支払を証拠上認めることのできる金額が、被告らの主張する金額を下回っていたため、その限度で認めた。

(9) 原告番号 1 2 6 ないし 1 2 8 の弁済の抗弁に対する認否は、不知

と理解したが、原告番号127及び128の母である原告番号126の陳述書（甲E126の1）には、被告東電に対して直接請求をし、金員を受領した旨の記載があることから、何らかの請求及びその請求に対する支払の事実が認められ、これらの事実と被告ら主張の金額からすると、上記原告らは、原紛センターが整理した金額（原則4万円。ただし、18歳未満及び妊婦は20万円を加算する。）を、各受領したと推認することができ、原告番号126について4万円、その頃いずれも18歳未満であった原告番号127及び128について各24万円を、本件訴訟における請求についての弁済として認めた。

(10) 前記第5節第1のとおり、原告番号39, 112, 118及び134は、本件事故発生時出生しておらず、各請求権の発生を認めることはできないため、これについての弁済も認めることはできないとした。

#### 第5 弁護士費用の額（争点⑭）について

本件訴訟において請求認容部分の存する原告らの弁護士費用については、原則として、当該認容額の1割を本件事故と相当因果関係のある損害と考えられる。

被告東電が、前記第2章第14節（被告東電）主張の各原告につき支払う旨表明している金員についての弁護士費用は、本件事故との間の相当因果関係を認めることはできない。

1円以上1万円未満については、切り上げた。

#### 第10節 個別損害論（争点⑪ないし⑭）の各論

本節では、同一家族番号に属する原告ごとに、個々の原告が被った損害等（争点⑪）について事実認定及び証拠判断を判示したうえで、原則として原告ごとに、慰謝料額（争点⑫）、弁済の抗弁（争点⑬）及び弁護士費用の額（争点⑭）を検討し、その請求の可否及び請求可能な場合の金額につき、判示する。